平成２２年（フ）第７５６号
熊本市川尻３丁目３番23号
債務者　川上　憲雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７５７号
熊本市川尻３丁目３番23号
債務者　川上勢津子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７５５号
熊本市島崎１丁目９番29号
債務者　熊谷　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８５号
北海道旭川市豊岡10条10丁目１番15号
債務者　檜森　隆彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８７号
北海道旭川市神楽４条13丁目３番３号
債務者　工藤　里美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８９号
北海道旭川市末広２条１丁目１番１号　メープル103号室
債務者　水谷　有希（旧姓国井）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９１号
北海道旭川市末広２条８丁目８番７号　コーポトモヒロ203号室
債務者　浅沼　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９７号
北海道旭川市豊岡１条６丁目５番10号
債務者　魚住　　薫（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７１４号
大阪市此花区高見１丁目３番38―1304号
債務者　大槻裕香里（旧姓槇埜）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９１号
大阪市東淀川区瑞光３丁目４番16号　ベストレジデンス上新庄２Ｅ号
債務者　高橋　光治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４１号
大阪市福島区鷺洲１丁目９番10―701号
債務者　和田　麻里
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５０号
大阪府摂津市桜町１丁目13番11号
債務者　清水　美穂
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７８号
横浜市緑区北八朔町2090番地２　パークサイドエゴダ106号
債務者　星野　詔子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１１号
横浜市戸塚区戸塚町1992番地４　ネオマイム戸塚ビューステージ302号
債務者　小川ますみ
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６４号
岡山県倉敷市児島味野３丁目５番36号　アケボノアパート、前住所岡山県倉敷市児島味野５丁目５番41号
債務者　林　　儀徳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８９号
岡山市北区楢津2484番地
債務者　吉信ゆりえ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部